別添３

スポーツ活動における熱中症事故の防止

① 適切な予防措置

スポーツ庁

✓ スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しています。熱中症は、梅雨明け等の気温が急に上昇したとき、また、合宿初日や休み明け、あるいは低学年（特に新入生）に多くみられます。いずれも、「**体が暑さに慣れていない**」からです。

【暑熱順化】気温が高くなり始めたら、暑さに慣れるまでの順化期間を設けましょう。**順化期間の最初は運動量を落とし、次第に負荷を高めて行きます**。

- 気温が高くなり始める5～6月から開始します
- トレーニング開始から順化の効果が表れるまで５日間を要します
- 服装は汗の蒸発を妨げない服装が好ましいです

✓ また、活動の場所や種類にかかわらず、**暑さ指数（WBGT）に応じて運動・スポーツの活動場所や時間を判断することが必要です。**

✓ 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）や「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」等を参考として、熱中症事故防止のための適切な措置を講じましょう。

スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック【JSPO HP】

運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン【スポーツ庁 HP】

② 指導者等の責任

✓ スポーツによる熱中症死亡事故は適切な予防措置を講ずれば防げるものです。ひとたび事故が起きると人命が失われるだけでなく、指導者はその責任を問われ訴訟になる例もあります。熱中症の予防と、発生したときの応急処置方法を指導者は身につけておきましょう。

【法的責任】事故が発生した場合、**民事責任や刑事責任を、指導者等の個人または法人が問われることになります**。一般的には民事責任（損害賠償責任）が問われますが、死亡など重大な結果となった場合は刑事責任も問われるケースがあります。

【事例】A市の少年野球チームの総監督Bは、試合に負けた罰としてC君ら選手に投げ込みやダッシュなどを課した。C君は練習開始３時間後に倒れ、翌日死亡。死因は熱中症。

民事責任について、Bが過失を認めて謝罪、**賠償金約5,000万円で和解**。刑事責任について、Bは日没後の熱中症は予想できなかった、部員の判断で自由に給水が許されていた等の理由から不起訴処分。

【出典】スポーツリスクマネジメントの実践 ースポーツ事故の防止と法的責任ー（公益財団法人日本スポーツ協会）

スポーツ庁 JAPAN SPORTS AGENCY

お問い合わせ：
スポーツ庁健康スポーツ課
電話：03-5253-4111（内線4140）